

規約の改正について

1 理由

バリアフリー化部会は、ノンステップバスやUDタクシー等の導入促進を図るため、専ら、国の「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」第75条に規定される「バリアフリー化設備等整備事業」の実施に必要となる、「生活交通確保維持改善計画」の作成に係る協議を行っており、その結果は協議会に付議することとしています。

これに対し、同様に当該要綱による事業実施に係る協議を行うバス専門部会は議決権を有していることから、同様の運用が行えるよう、規約の見直しを行います。

2 内容

バリアフリー化部会の協議事項について、同部会に議決権を委任します。

3 施行日

議決の日から施行

新旧対照表

新	旧
第1条～第21条 (略)	第1条～第21条 (略)
第22条 (略)	第22条 (略)
2～3 (略)	2～3 (略)
4 バリアフリー化部会は、国要綱第75条に掲げる計画について <u>議決</u> し、その結果を協議会に <u>報告</u> するものとする。	4 バリアフリー化部会は、国要綱第75条に掲げる計画について <u>協議</u> し、その結果を協議会に <u>付議</u> するものとする。
5 (略)	5 (略)
第23条～第26条 (略)	第23条～第26条 (略)

参照条文

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱

(生活交通確保維持改善計画)

第75条 バリアフリー化設備等整備事業を行う場合は、生活交通確保維持改善計画に、次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。

- 一 バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性
- 二 バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果
- 三 バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者
- 四 バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
- 五 計画期間